

帽子の色を定める要綱

平成1年3月20日制定

(趣旨)

防府市公設青果物地方卸売市場業務条例施行規則（昭和63年防府市規則第15号）第23条及び第28条の規定により交付する帽子の色は、この要綱に定めるところによる。

区 分 帽 子 の 色

仲卸業者 オレンジ色

買受人 オレンジ色

附 則

この要綱は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の規定による知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。